

## 平成25年度第1回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

### 1. 日 時 :

平成25年(2013年)5月22日(水) 午前10時00分から午前12時00分

### 2. 場 所 :

箕面市役所本館3階委員会室

### 3. 出席者 :

#### 1) 箕面市都市景観審議会委員 (6名)

会長 久 隆浩氏

委員 石川 照二氏                      委員 大西 到子氏

委員 福田 知弘氏                      委員 照屋 千賀氏

委員 稲野 正信氏

#### 2) 臨時委員 藤崎 浩治氏 (案件1、2)

#### 3) その他

市関係者 (5名)

事務局 (2名)

傍聴者 (4名)

### 4. 審議等の内容 :

事務局より委員の過半数の出席(委員9名中6名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

#### 【案件1】山すそ景観保全地区における建設行為等の審査について(諮問)

市より、山すそ景観保全地区における建設行為について説明を行った後、審議を行った。なお、本案件について、臨時委員として、箕面市都市景観アドバイザーの藤崎浩治氏に出席を求めた。

#### <【案件1】の審議内容>

委員：資料1-4の②で描かれている既存建物と計画建物のシミュレーションの位置関係は正しいのか。1-2の左下の地図では、計画建物の南側に病院が建っており、計画建物が病院に隠れているはずが、このシミュレーションでは、病院より前に計画建物があり、隠れていない。

臨時：隠れているところは、本来、点線で書くべきであるが、べた塗りで資料を作成委員している。資料1-4②で3層の黄色い袖壁が見えているが、これがご指摘の病院であり、計画建物が実際に見えてくるのは、中央の白い戸建住宅の右側のみであると考えていただければよい。

会長：他にご意見はないか。先ほど臨時委員から説明があったが、周辺建物に囲まれて、ほとんど見えないということと、計画地は山すそ景観保全地区内の中でも、最も南側にあるため、この高さであれば、山なみに影響をあたえるものでもない。この案件については、山すそ景観保全地区での審査というよりも、通常の大規模建築物の指導の範囲内ではないかと判断する。  
この案件について、諮問内容どおり妥当として答申することに異議はないか。

(異議なし)

会長：それでは諮問内容のとおり妥当として答申することとする。

## 【案件2】景観重要建造物(高橋家住宅)の指定について(諮問)

市より、景観重要建造物の指定区域の変更について説明を行った後、審議を行った。なお、本案件についても引き続き、臨時委員として、箕面市都市景観アドバイザーの藤崎浩治氏に出席を求めた。

### <【案件2】の審議内容>

会長：私自身、景観重要建造物の指定当初から関わっていたので、補足説明しておく。  
この建造物は、本来、和洋折衷住宅として、日本式の母屋と、洋館である迎賓館との組み合わせで価値のあるものである。  
相続時に日本式の母屋と洋館である迎賓館との敷地を分割し、所有者は洋館である迎賓館を相続された。当時、「素人の私が見ても凄く価値のある建物ではないかと思う。私が相続を受けたのだが、もし大切なものだとしたら、守っていく必要があるのではないか。」と所有者から市に相談があった。  
私を含め市で確認した結果、本来は和洋折衷住宅として、母屋と洋館を一体で指定し、保全することで価値があるため、母屋の所有者にも指定について相談をしたが、残念ながら母屋の方には現在指定がかかっていない。  
また、所有者は、指定当初から、この建物で暮らし続けるのは不便なので、今後敷地内に所有者宅の建築を想定されていたため、南側の敷地を区域から除外し指定しており、今に至っている。

会長：他にご意見はないか。ちなみに視点場になっている仰箕橋は、戦前の土木構造

物としては、非常に価値のあるものである。素人目から見ると、古い普通の橋にしか見えないかもしれないが、戦前からの非常に価値のある土木構造物として、是非とも仰箕橋の保全についても検討していただきたい。  
事務局からの説明のとおり、今回の区域指定の方がより景観的には保全されると思うが、ご異議ないか。

(異議なし)

会長：それでは諮問内容のとおり妥当として答申することとする。

### 【案件3】箕面森町地区における景観計画変更の検討状況について（報告）

市より、箕面森町地区における景観計画変更の検討状況について説明を行った後、審議を行った。

会長：スポーツ系の大学ということもあり、防球ネットの設置をするということであるが、工作物のルールの中で、防球ネットや照明の支柱については周辺景観に馴染ませるデザインを施すということと、照明に関しては光の害について周辺の配慮をするということの二段構えにした方が良いのではないか。

市：景観のルールの中で「垣又は柵のしつらえ」という項目があり、防球ネットについては、この「垣又は柵」にあたるとし、「植栽を併用するなど周辺景観に配慮する」という一文を入れることで、支柱やネットの色、材質などを含めて今後の景観協議の中で詳細を詰めていきたいと考える。併せて照明施設については、更に工作物の特出しのルールを設け、住環境、自然環境に配慮するというので、詳細について景観協議していきたいと考えている。

会長：根拠になる内容が示されているのであればよい。この案件については、一事業者との協議となるので、詳細については景観アドバイザーも含めた協議の中で詰めていただければ良い。

委員：新設される大学はどここの大学か。

市：大阪を拠点にしており、高校野球などで有名な履正社がスポーツ系の4年生大学を設立（仮称：履正社大学）される予定である。現在、履正社では、大学開設準備室を設置し、文科省に提出する正式な書類を作成する為に具体的な事務上の詰めをされている。今後、大学設置の審議会にかかっていくとの事である。

会長：箕面森町のトータルな教育環境としてはどう考えているのか。

市：決定ではないが、この仮称履正社大学は、体育の教員を養成する大学であるため、今後は、小学校等の教員養成課程を設けられることも想定される。教員になる過程で、現場の小学校や中学校に教育実習をする必要があるため、箕面市教育委員会でも要望があれば連携をとりながら教育実習を受けられる体制をとっていく予定である。さらに、地元の小中一貫校で教育実習を希望する学生がいれば、前向きに受け入れていきたいと思っている。

委員：一般的な大学であれば、周辺に教職員の宿舎や学生寮など想定されると思うが、建設予定とか、土地利用の考え方とかはあるのか。

市：今の大学新設の協議の中では、教員の宿舎あるいは学生の宿舎・寮についてはあがってない。そうすると、教職員は何らかの交通手段で学校に通うことになる。また、学生は周辺地域で下宿をして大学に行くことになる。箕面市内にはワンルームマンションが沢山残っている。特に、大阪外国語大学が大阪大学と合併したことによって、外大周辺のワンルームも沢山空いている状況であるため、学生にはできるだけ箕面市内で下宿してもらいたいと大学に対して要望している。

会長：滋賀県の比良にびわこ成蹊スポーツ大学のキャンパスがあるが、同じ様な問題がある。学生の志向として、キャンパス周辺には住まず、山の南側の堅田でマンションを借りて通学するというのが一般的で、その大きな理由の一つとして、キャンパス周辺にはバイト先がない事がある。山の南側のバイト先のある様なところに住む学生の方が多いようである。同志社大学の京田辺にキャンパスも、バイト先がないという理由で学生が都心部に戻っている。大学1年の頃は、事情がわからず住むが、生活するにつれ不自由を感じてくる。それが後輩にも伝わっていき、志願者が減っていくという状態になることもある。学生は我々が想定する以外のところでも、大学を選んでいるという事実があるので、情報提供しておく。

以 上